

## 中土佐町ふるさと納税支援業務に係る公募型プロポーザル実施要綱

### 1. 業務名

中土佐町ふるさと納税支援業務

### 2. 業務の目的

別紙「中土佐町ふるさと納税支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

### 3. 業務の内容

別紙、仕様書のとおりとする。

### 4. 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※仮契約締結日から令和8年3月31日までは業務開始に向けた準備期間とし、この期間に  
関して委託料等は発生しないものとする。

### 5. 見積限度額

本業務に係る委託料率は、寄附金額の6%（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以内  
とする。ただし、「ポケットマルシェ」及び「ジモッペイふるさと納税」のサイトの申込み  
フォームを経由し、ふるさと納税として支払われた寄附金額については、委託料の計算か  
ら除く。

### 6. プロポーザル実施スケジュール

No.	内 容	期 間
1	募集要綱等の公表日（公告日）	令和7年12月26日（金）
2	質疑応答受付期限（様式1）	令和8年1月13日（火）12時まで
3	質疑回答期日	令和8年1月19日（月）12時まで
4	参加表明書の提出（様式2）	令和8年1月23日（金）12時必着
5	企画提案書等の提出（様式3、4、5、6）	令和8年2月3日（火）12時必着
6	第一次選考審査会実施日※	令和8年2月9日（月）
7	第一次選考審査結果通知書発送※（様式7、8）	令和8年2月10日（火）
8	企画提案者プレゼンテーション実施日	令和8年2月17日（火）
9	審査結果通知書発送（様式9、10）	令和8年2月18日（水）
10	委託業務仮契約締結日	令和8年2月20日（金）
11	委託業務契約締結予定	令和8年3月27日（金）
12	委託業務履行期間	別紙仕様書のとおりとする。

各日程は、町の都合により変更する場合がある。

※提案者が3者以下の場合は、第一次選考審査会を省略する。

## 7. 参加資格要件

- (1) 中土佐町内に本社、支社、営業所その他の事業所を有し（本契約までに設置する場合も含む）、発注者や返礼品提供事業者からの問い合わせや依頼に対して迅速に訪問等の対応ができる体制を整備していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 中土佐町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 24 年中土佐町規則第 26 号）第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者（暴力団、暴力団員、暴力団に関与する者等）に該当しない者であること。
- (4) 各種税を滞納していないこと。
- (5) 法人格を有している団体であること。※宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対することを目的とした団体でないこと。

## 8. 連絡先及び提出先

〒789-1301

高知県高岡郡中土佐町久礼 6663 番地 1

中土佐町役場 まちづくり課（ふるさと納税係）

電話： 0889-52-2365

電子メール： furusato@town.nakatosa.lg.jp

## 9. 質疑等

本事業に関する質疑については、質問書（様式 1）を下記の方法により受付し、回答作成後に中土佐町ホームページにて公表する。

- (1) 提出方法 電子メールのみとする。

送信先： furusato@town.nakatosa.lg.jp

（件名は「中土佐町ふるさと納税支援業務に関する質問」とすること）

- (2) 提出期限 令和 8 年 1 月 13 日（火）12 時まで

- (3) 回答期日 令和 8 年 1 月 19 日（月）12 時まで

## 10. 参加の表明

プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書を提出するものとする。

- (1) 提出書類 参加表明書（様式 2）

- (2) 提出期限 令和 8 年 1 月 23 日（金）12 時必着

## 11. 提案書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、下記（1）の提案書類を提出するものとする。なお、企画提案は各者 1 案とする。

(1) 提出書類

①提案書鑑文（様式3）

提案書一式（サイズは原則A4サイズとする。表現上の不都合がある場合はA3も可。）

②経費見積書（様式4）

③会社等概要書（様式5）

④登記簿謄本又は登記事項全部証明書

⑤各種町税滞納調査に関する同意書（様式6）

(2) 提出部数

1部（上記①から⑤までを1冊の提案とし、1部を紙ファイルで提出）  
加えて、電子データを電子メールで提出すること。

(3) 提出期限

令和8年2月3日（火）12時必着

12. 企画提案に対する評価

(1) 第一次選考審査の実施

実施日 令和8年2月9日（月）

※ただし、提案者が3者以下の場合は一次選考審査会を省略する。

(2) 第一次選考審査の実施方法

提案者から提出された企画提案書に基づく書類選考審査。

(3) 第一次選考審査の結果通知

書類選考の結果、上位3者を選定し、結果については第一次選考結果通知書（様式7、8）を発送する。

(4) 企画提案者プレゼンテーション及び評価の実施

実施日 令和8年2月17日（火）

(5) 企画提案者プレゼンテーションの実施方法

①プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の到着順とする。

②プレゼンテーションによる企画提案書の説明は20分以内（準備時間は除く。）  
とする。

③プレゼンテーション後の評価委員からの質疑は20分程度とする。

13. 審査基準

別紙、審査要領のとおりとする。

14. 委託候補者の選定

企画提案者プレゼンテーションの審査の結果、最も優れた提案者を委託候補者として選定し、結果については結果通知書（様式9、10）を発送する。なお、ホームページでも公表する。

## 15. 契約に関する留意事項

- (1) 委託候補者に選定された提案者は、本事業に係る第1順位の契約交渉権を得るものである。
- (2) 町は第1順位の契約交渉権を得た提案者と契約交渉を行い、合意に達した場合、提出された参考見積書の範囲内で契約を締結し、当該提案者を正式な受託事業者とする。ただし、中土佐町議会定例会における本業務に係る予算が議決されない場合は、契約は行わないものとする。
- (3) 上記(2)の契約交渉が不調に終わった場合、町は次順位の者を繰り上げの契約交渉を行い、所定の手続きを進める。
- (4) 本事業に係る契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約とし、契約締結日の属する年度の翌年度以後において、歳入歳出予算の当該金額について増・減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することができるものとする。
- (5) 契約締結後、受託事業者に契約違反、失格事項、不正行為等が判明した場合及び、本事業の一部又は全ての履行が不能となった場合、町は契約を解除することができるものとする。この場合、町に生じた損害は受託事業者が賠償するものとする。また、町は次順位の者を繰り上げのうえ、契約交渉を行い、所定の手続きを進めることができる。
- (6) 契約保証金は免除する。

## 16. 契約締結後

契約者は、町との協議のもと、速やかに業務内容やスケジュールについて打合せを行うこと。

## 17. その他留意事項

- (1) 提案書の作成等に要する費用は、提案者の全額負担とする。
- (2) 提案書は返却しない。
- (3) 本事業に関連する知的財産権は、町に帰属する。契約期間満了後も町が無償で使用できること。業務上の必要により使用する場合は、受託事業者の承諾を得るものとする。
- (4) 受託事業者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。